

既存条例等の見直しについて

平成22年4月の政令指定都市への移行後、累次にわたる地方分権一括法の施行に伴い条例を整備してきた状況等を踏まえ、平成23年度から開始した既存条例等の見直しについては、引き続き実施して条例等の適時性を確保する。

1 見直しの内容

(1) 条例の見直し

ア 見直しの対象

次の条例について、公布後又は見直し後5年以上を経過したものを対象とする。ただし、議会関係条例を除く。

(ア) 平成23年4月1日から平成30年3月31日までに公布した条例

(イ) 過去に見直しを行った条例(平成23年3月31日までに公布した条例)

イ 見直しの視点

条例の適時性が確保されるよう、次の視点を基本として見直しを行う。

必要性	制定当時の課題が存在し、現在も必要としているか。
有効性	目的について、現在も効果を挙げているか。
効率性	目的について、現在も効率的に機能しているか。
協働性	内容が市民、市民団体、特定非営利活動法人などの参加・参画、協働、市民活動の自主性・自己決定性に配慮されているか。
適合性	総合計画等市政の基本方針等に適合しているか。
適法性	内容が法令等に抵触していないか。司法判断で違法性を問われる可能性は無いか。引用法令等に誤りは無いか。

ウ 見直しの方法

(ア) 別に定める判断基準等により、例規所管課において見直しを行う。

(イ) 例規所管課による見直し結果を局において集約し、局としての方針を決定する。

(ウ) 局としての方針について総務局と調整を行い、市としての見直し結果を確定する。

(エ) 見直し結果を市ホームページ等で公表する。

(オ) 検討の結果、見直しが必要と判断した条例については制定・改廃に向け

た作業に着手する。

(カ) 条例の制定・改廃の内容に応じて、パブリックコメントや関係審議会等からの意見の聴取を行う。

(2) 規則・規程の見直し

1(1)イ「見直しの視点」を踏まえ、条例と同様に見直しを行う。

2 今後の取組

(1) 平成30年度から見直しを開始し、平成35年度までを目処として見直しを終える。

(2) 地方分権一括法の施行に伴い整備した条例の見直し等の全庁横断的な対応が必要となる特定の事案については、1の見直しの内容に定めるものとは別に、総務法制課を中心に見直しの方向性を定める。